

消費者庁 任期付職員の募集について

消費者庁においては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の官職の募集を行います。

1 採用予定官職

内閣府事務官（消費者庁消費者制度課課長補佐）

2 職務内容

消費者庁消費者制度課では、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画・立案並びに推進に関することを幅広く所掌としており、現在、消費者契約法の見直し及び消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（以下「消費者裁判手続特例法」といいます。）の円滑な運用に関する取組を行っています。今回募集する職員は、消費者制度課課長補佐級職員として、消費者制度課長を支えながら業務を行います。

具体的な業務としては、消費者契約法の見直しの検討・消費者裁判手続特例法の円滑な運用に関する企画立案及び関係者との調整等の事務、消費者契約法及び消費者裁判手続特例法の周知・啓発活動等を行います。

3 募集人員

1 名

4 募集対象

次のいずれかの職歴を有すること

ア 法曹資格を有し、3年以上の実務経験を有すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に関する法令に関する知見を有し、法学研究に関する研究経験（学士以降の期間）と実務経験（研究機関、行政機関、又は企業におけるもの）の合計が 10 年以上あること。

なお、以下に該当する方は、応募できません。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の規定により国家公務員となることができない者

・ 成年被後見人又は被保佐人

・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

- ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者。

5 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用します。

6 給与

任期付職員法に基づき支給します。

7 身分

国家公務員

8 雇用期間

平成29年10月1日から平成30年9月30日までの期間（更新可）

9 勤務時間

原則として午前9時30分から午後6時15分（昼休み1時間を含む。土、日、祝日は除く。必要に応じて超過勤務あり）

年次休暇20日（年途中で新たに職員となった場合には、予定在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越可）、そのほかに特別休暇、病気休暇、介護休暇

10 勤務地

消費者庁消費者制度課（東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館）

11 応募書類

(1) 提出書類

ア 履歴書（様式自由、カラー写真添付）

（高校卒業以降現在までの学歴、職歴を月単位で全て記入してください。また、取得している資格や、応募条件に合致する実績等があれば記入してください。）

※ 「内閣府事務官（消費者庁消費者制度課課長補佐）志望」と必ず明記してください。

イ 志望理由（A4横書き 2,000字以内）

ウ 職務経歴書（これまでに従事したことのある職務の内容を具体的に記述したもの、A4横書き）

※ 研究経験がある方は、上記に加え研究業績（著書・論文等、A4横書き）を添付してください。

※ なお、応募書類は返却いたしません。

(2) 提出方法 郵送

(3) 提出先

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館
消費者庁総務課人事係

(4) 提出締切 平成29年6月30日

※ 応募書類の提出に応じ、締切前であっても随時面接を行わせていただきます。

12 選考方法

一次選考 書類審査

二次選考 面接

書類審査（一次選考）の後、面接（二次選考）を行うこととなった方のみ、二次選考の日時・場所等をご連絡させていただきます。

13 連絡先

（業務内容）消費者庁消費者制度課

電話 03-3507-9166

（勤務条件）消費者庁総務課人事係

電話 03-3507-9152